

令和 6 年度 第 1 回墨田区感染対策連絡会 実施報告

1 概要

墨田区感染症予防計画に基づき、区内医療機関等の感染対策担当者のネットワーク構築（相談・情報共有の基盤構築）、平時からの地域の感染症対策向上及び有事に備えた連携体制を確保することを目的として、保健衛生協議会の下部組織として、令和 6 年度より墨田区感染対策連絡会を設置し、第 1 回の連絡会を令和 6 年 9 月 30 日に実施した。

2 委員構成

区内で入院設備を有する 12 病院に所属する感染制御・管理担当の専門職（看護師 11 名・臨床検査技師 1 名）で構成。

3 議事の要約

各委員に感染対策に関する事前アンケートを行い、コロナ禍の経験を通じて地域の病院に勤務する医療従事者が考える共通の課題（以下の 3 つ）を抽出し議論した。

（1）感染対策について必要と考えること

標準予防策については、新型コロナ患者の診療に携わるスタッフとそれ以外のスタッフ、看護師・医師とそれ以外で、意識と技術に差があることが問題点としてあがった。正しい知識と技術を医療機関内で共有できる環境を整えることの重要性を委員間で認識した。また、平時からの関係機関との連携、具体的には、院内では職種を超えた情報共有、地域の医療機関と自治体とのネットワークの構築が重要と考えられた。

（2）感染症対策についての職員教育

看護師教育については、教育の段階ごとに感染症に関する研修に取り組んでいる医療機関がある一方で、中途採用者が多いとキャリアに応じた研修の実施が難しいという課題が挙げられた。看護師以外への教育では、事務職や非常勤医師への指導が困難である、入職後のフォローアップの教育が実施できていないなどの課題が挙げられた。

（3）情報収集と情報共有の方法について

感染症に関する知識の情報収集の方法は、加算 1 と加算 2・3 の医療機関で違いがあった。加算 1 では、各種学会や厚生労働省などの情報をもとに対応を行っており、必要に応じて保健所とのコミュニケーションが選択されている。一方で、加算 2・3 では、情報収集の方法がわからないという意見が複数あった。感染症に関して知りたいことがあるときは、加算 1 の連携医療機関や保健所に相談する方法があることを共有した。

4 今後の予定

連絡会委員合同での感染症ラウンドや地域の感染対策の課題を議論し、引き続き、地域の感染症対策向上と連携体制の確保を行う。

5 添付資料

墨田区感染対策連絡会運営要綱

墨田区感染対策連絡会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、墨田区感染症予防計画に基づき、区内医療機関等の感染対策担当者のネットワーク構築（相談・情報共有の基盤構築）、平時からの地域の感染症対策向上及び有事に備えた連携体制を確保するため、墨田区保健衛生協議会の下部組織として設置した墨田区感染対策連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項に関し検討する。

- (1) 区内医療機関等の感染対策に係る情報の共有及び交換
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、福祉保健部保健衛生担当保健予防課長をもって充て、連絡会の会務を総理する。
- 3 委員は30人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次の各号のいずれかに該当する者で、医療機関等からそれぞれ推薦を受けた者をもって充てる。
 - (1) 医療機関等に従事する者
 - (2) 前号に掲げるもののほか会長が適当と認める者

(任期)

第4条 連絡会の委員の任期は2年とし、再任されることができる。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が招集し開催する。

- 2 会長は、必要に応じて連絡会の構成員以外の者に連絡会への出席を要請し、意見の表明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局等)

第6条 福祉保健部保健衛生担当保健予防課に事務局を置き、連絡会の庶務は事務局

において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関する必要な事項は会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から適用する。
- 2 令和6年度に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。